



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 今月のNEWS(全般)

NEWS1. 長時間労働 監督指導結果

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 『平成29年度税制改正・自社株の評価』

### NEWS1. 長時間労働 監督指導結果

厚労省は1か月当たり80時間を超える残業が行われた疑いのある事業場や、長時間労働による過労死などに関する労災請求があった事業場を対象とし、平成28年4月から9月までに、10,059 事業場に対して実施した監督指導の実施結果を公表しました。

10,059 事業場のうち、違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行ったのは4,416(43.9%)事業場で、このうち実際に月80時間を超える残業が認められた事業場は、3,450事業場(78.1%)でした。

【平成28年4月から9月までに実施した監督指導結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場: 10,059 事業場 このうち、6,659事業場(全体の66.2%)で労働基準法などの法令違反あり。

(2) 主な違反内容

① 違法な時間外・休日労働があったもの: 4,416事業場(43.9%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

1か月当たり80時間を超えるもの : 3,450事業場(78.1%)

1か月当たり100時間を超えるもの : 2,419事業場(54.8%)

1か月当たり150時間を超えるもの : 489事業場(11.1%)

1か月当たり200時間を超えるもの : 116事業場(2.6%)

② 賃金不払残業があったもの: 637事業場(6.3%)

うち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が1か月当たり80時間を超えるもの : 400事業場(62.8%)

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの: 1,043 事業場(10.4%)

脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね 100 時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね 80 時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるそうです。

### NEWS2. (書籍の紹介)

「名前が出ない」がピタッとなくなる覚え方 宇都出 雅巳 (著)

(内容)

「近頃、すぐに思い出せない、覚えられない、がやたらと多い」そんな人にぜひ読んでもらいたい、忘れないための、覚えるためのちょっとした工夫、方法。だれでもすぐにできて、カンタン!効果てきめんです。

顔は出てきたけど、名前が思い出せない。—これって、年のせい?

この部屋に何にしにきたのか、忘れてしまった。—老化現象でこうなるの?

昨日の屋に何を食べたか、思い出すのにひと苦労。—いよいよボケの始まりか?

「忘れる理由と記憶の正体を知って、ちょっとした工夫と「忘れない」対策、前向きに楽しみながら習慣にしましょう。

「忘れてる」「思い出せない」という自覚があるなら心配はいらないとの事です。



### 情報会員募集中

会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

名古屋事務所 052-571-5480

西尾事務所 0563-57-7850

## NEWS3. (税務)

## Question

自社株の贈与を検討していますが、平成29年度税制改正で非上場株式の評価方法が見直されたと聞きました。改正の概要と当社への影響を教えてください。

## Answer

類似業種比準方式における『類似業種の株価の選択方法』や『比準要素の比重』が変更になりました。この改正は平成29年1月1日以後の相続・贈与に適用されます。



## 【解説】

(※) 大会社0.7 中会社0.6 小会社0.5

$$\text{類似業種の株価} \times \frac{\frac{\text{配当}}{\text{類似業種の配当}} + \frac{\text{利益}}{\text{類似業種の利益}} \times 3 + \frac{\text{簿価純資産}}{\text{類似業種の簿価純資産}}}{5} \times \text{斟酌率}(\%) \times \frac{\text{1株あたりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

現行は、課税時期の属する月以前3ヵ月間の各月の類似業種の株価と類似業種の前年平均株価のうち最も低い株価を採用



$$\text{類似業種の株価} \times \frac{\frac{\text{配当}}{\text{類似業種の配当}} + \frac{\text{利益}}{\text{類似業種の利益}} + \frac{\text{簿価純資産}}{\text{類似業種の簿価純資産}}}{3} \times \text{斟酌率}(\%) \times \frac{\text{1株あたりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

『課税時期の属する月以前2年間平均の株価』が現行に追加されました。

⇒ 課税月以前3ヵ月間、前年平均、課税月以前2年間平均の株価から最も低い株価を採用することができるようになりました。

## 《改正の影響》

現行では、比準要素のうち「利益金額」については、3倍にして評価していました。つまり、会社の利益という要素を重視した評価方法でした。

改正によって、利益金額の要素が3/5から1/3に減少するため、会社利益が株価へ与える影響が小さくなります。したがって、今まで役員退職金を支給した事業年度や機械装置等の特別償却等を計上した事業年度は株価が低く算定されていましたが、今後はこのような損失を計上したとしても株価への影響は小さくなります。

反対に、簿価純資産が大きい会社は、比重が1/5から1/3へ増加するため、株価が上昇する可能性があります。

⇒ 本改正は平成29年1月1日以後の相続・贈与に適用されるため、早めに対策を講じる必要があります。

## 参考資料等

- ・平成29年度税制改正大綱
- ・週刊税務通信 NO.3438

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 052-571-5480  
西尾事務所 0563-57-7850